

生徒指導に関する基本的な方針

～「つなぐ・育てる」生徒指導への転換～

「心豊かにたくましく生きる神戸の子供を育てる生徒指導」

神戸市においては、これまで教職員一体となって、児童生徒に寄り添い、手厚く丁寧な生徒指導を行ってきた。学校の荒れや不登校、いじめ問題等、様々な課題に対しては、その時々に応じて生徒指導のあり方を模索し、懸命に取り組んできた。

しかしながら、未だ旧態依然とした管理的指導が見られるなど生徒指導に課題があるのも事実であり、対処療法的な生徒指導から脱却する時期にきている。児童生徒の将来を見据えれば、これからの時代は、自分で考え、自分で判断し、行動できる力をいかに育てていくかが求められている。

先達が脈々と築いてきた神戸の教育のよさを継承しながらも、神戸の教職員一人ひとりが生徒指導のあり方を再確認し、神戸の児童生徒が互いにつながり合い、自立するように、「つなぐ・育てる」生徒指導へと大きく転換させていかなければならない。

< 生徒指導の基本 >

- 一、児童生徒を一人の人間として理解し、人権を尊重する
- 一、一方的に価値観を押し付けるのではなく、児童生徒を自立に導く
- 一、生徒指導関係教員を中心に、児童生徒の安全を最優先とした生徒指導体制を整備する
- 一、生徒指導において保護者はチームの一員であり、互いの信頼関係を築くことに努める
- 一、日頃から関係機関等と連携を図り、事案が発生した時はためらわずに相談する
- 一、客観的事実に基づく記録を作成し保存する
- 一、学校生活のルールや決まり(校則など)は、児童生徒・保護者に事前に周知し、適切に運用する

神戸市教育委員会

生徒指導に関する基本的な方針

令和3年6月

神戸市教育委員会

はじめに

「つなぐ・育てる」生徒指導への転換

平成 29 年 12 月 22 日に発生した神戸市立高等学校における学校事故について、令和元年 12 月 11 日に調査委員会から調査報告書が提出された。その報告書では、生徒指導にあたっては生徒の人権に十分に配慮する必要があることなど、再発防止に向けた提言をいただいた。

さらに、令和元年 9 月に発覚した神戸市立小学校における教員間ハラスメント事案については、令和 3 年 1 月に再発防止検討委員会から調査報告書が提出され、組織体制や制度上の課題が指摘されている。具体的には、「指導観そのものにも疑問が残る。抑圧的な指導であっても『荒れなければ良い』とする指導観は古いもので、『児童生徒の良さを引き出す』ような開発的な指導の観点に欠けている」という厳しい指摘がされており、これまでの生徒指導に対して疑問が呈されている。

これは、神戸市の教職員一人ひとりが、神戸の児童生徒を目の前にして、どうあるべきかが問われているのである。

児童生徒の将来を見据えれば、これからの時代は、すべての児童生徒を対象とした成長支援、自己指導能力（その時、その場でどのような行動をとる事が適切であるか、自分で判断して行動する力）をいかに育てていくかが求められており、そのためには神戸の児童生徒が互いにつながり合い、自立できるように、「つなぐ・育てる」生徒指導への転換を図る必要があると考える。

なお、この基本的方針は、有識者と職員で構成される「神戸市生徒指導のあり方検討会」が中心となって、小中高等学校へのアンケートやヒアリングを行い、作成したものである。教職員、児童生徒、保護者一体となって、この基本的方針のもと「つなぐ・育てる」生徒指導への転換を図っていきたい。

《 目 次 》

1. 児童生徒を一人の人間として理解し、人権を尊重する……………P 3
2. 一方的に価値観を押し付けるのではなく、児童生徒を自立に導く……………P 7
3. 生徒指導関係教員を中心に、児童生徒の安全を最優先とした生徒指導体制の整備する
……………P10
4. 生徒指導において保護者はチームの一員であり、互いの信頼関係を築くことに努める… P12
5. 日頃から関係機関等と連携を図り、事案が発生した時はためらわず相談をする…………… P14
6. 客観的事実に基づく記録を作成し保存する…………… P16
7. 学校生活のルールや決まり（校則など）は、児童生徒・保護者に事前に周知し、適切に運用する
……………P18

1. 児童生徒を一人の人間として理解し、人権を尊重する

- 児童生徒一人ひとりの人権を尊重する観点から、生徒指導を行う中で、暴力的な言動や恫喝的な言葉、体罰を用いることは決して許されない。
- 特別な支援や配慮を必要とする児童生徒等、多様性を視野に入れた生徒指導を心掛ける。児童生徒の生育歴をはじめ、家庭状況や友人関係、性格や特性を掴むとともに、組織として情報を共有する。

生徒指導のポイント

○生徒指導の目的

児童生徒を指導し、自立を助けるのが生徒指導ですから、教育目的を明確にし、指導が行われている意味が児童生徒に伝わることを旨とすべきです。したがって、当該児童生徒が行った違反行為の性質、必要な指導の程度、従前の経緯などに応じて、教育目的を明確に説明できるようにし、その目的にとってふさわしい指導を行う必要があります。

○人権への配慮

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）では、子どもの「生命・生存および発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」等の原則を子どもの権利として認めています。また、児童生徒に対する教育について、『児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること』などを指向すべきものとしています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等により、地方公共団体などは人権尊重の精神を育てるような教育を行うことなどを推進していく責務を負うとされています。当然にその前提として、子どもの人権も指導に当たる教員の人権も、ともに尊重する必要があります。

○体罰

体罰は「学校教育法」第 11 条で禁じられています。

生徒指導提要には、『有形力（目に見える物理的な力）により行われた行為のすべてが体罰に当たるわけではありません。目的、態様、継続時間等から判断して、教育的指導の範囲を逸脱しているかどうか判断の分かれ目となります』と記されていますが、社会の体罰に対する視線が厳しくなることに伴い、その分かれ目は年々厳しくなっています。また、長時間立たせる、給食を食べさせないことやトイレに行かせないことなど身体的苦痛を伴う指導も体罰に相当します。

○体罰禁止の徹底

教育は生徒の自立的な判断力を育てるものですが、体罰は、児童生徒が萎縮し、自分自身で考えなくなるものであり、教育の本質に反します。自分で行った行為やこれからの自分について自分で考えなければ児童生徒は自立できません。

また、体罰の弊害は、怪我や場合によっては自殺も含めた死亡につながるリスクが高く、学校が第一に保障しなければならない児童生徒の生命や心身の安全が保てません。

【 法的視点 】 教育・指導の裁量性について

教員が児童生徒を教育・指導するにあたっては、幅広い「裁量」が与えられています。教員がどのように教育・指導を行うかは、教育委員会や校長の指導・助言のもと、各教員の幅広い専門的「裁量」に委ねられています。

しかし、「裁量」というのは、自由勝手に好きなことをしてよいということではありません。教育的にみて「必要性」及び「合理性・相当性」が認められるものでなければならず、必要性や合理性などを欠くと、それは裁量逸脱行為として、違法となります。

したがって、教員が児童生徒を指導するときの言動は、常に必要性和合理性などが満たされたものでなければなりません。言い換えれば、児童生徒や保護者から「先生、なぜそういうことを言う（する）のですか」と問われたときには、きちんと必要性や合理性などを説明できなければならないものです。

そのため、教員は、自分の今行っている発言・行動が、必要性や合理性等を説明できるものとなっているか、冷静に客観視しながら行わなければならないし、チームで指導にあたっているときには、他の教員の発言・行動にも必要性や合理性などあるかどうかについて気を配ることが必要です。

【 法的視点 】 体罰の禁止

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（平成 25 年 3 月 13 日 24 文科初第 1269 号文部科学省初等中等教育局長等通知）」の別紙「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」などに、体罰となる例や体罰とならない例が記載されているので、学校で「体罰」の研修等をするときには参考にされてよいと思います。ただ、実際の学校現場では体罰にあたるかあたらないか判断の難しい事象もあるでしょうから、教員が体罰にあたるかどうか少しでも疑問に思う場合は、まず管理職に報告すべきです。そして、日常的に、教員どうしで相談したり意見交換したりして、体罰該当性に関する感覚を鋭敏にすべきものです。

○ハラスメントの防止

児童生徒に対して侮辱したり、性的な発言や接触をしたりすることは、ハラスメントに相当します。こうした児童生徒に対するハラスメント行為は許されません。

【 法的視点 】 ハラスメント

教員の児童生徒に対する発言・行為は、教育的な必要性や合理性などに満たされたものでなければなりません。

逆に、教育的な必要性や合理性などに欠ける教員の言動のうち、児童生徒に対し肉体的苦痛を与えたり身体を侵害したりする行為が体罰とされ、それ以外の言動（多くは精神的苦痛を与えるもの）がハラスメントとされることになると考えてよいと思います。そして、ハラスメントのうち、児童生徒に性的嫌悪感を与えるような言動がセクハラとなりますが、当然、それ以外のハラスメント（性的嫌悪感以外の嫌悪感や屈辱感などを与える言動）も許されるものではありません。

「ハラスメント」の内容が曖昧に感じられるかもしれませんが、要は、教育的な必要性や合理性などに欠ける教員の言動がハラスメントとなるものであり、自己の言動がそのようなものにならないように留意しなければならないことになります。

○安全配慮義務

学校においては、児童生徒の生命や心身等の安全を保障する必要があります。教員は安全配慮義務を自覚した指導を行わなければなりません。

【 法的視点 】 安全配慮義務

これまでの裁判において、「教員には、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における児童生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、児童生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれがあるようなときには、そのような悪影響ないし危害の現実化を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講じる一般的な義務がある（なお、この義務は、契約関係に伴って認められるものではなく、教員の職務上の義務として認められるものである）。」（東京高裁平成14年1月31日判決など）、「学校の課外のクラブ活動においては、児童生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、担当教諭は、できる限り児童生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の児童生徒を保護すべき注意義務を負うものというべきである。」（最高裁平成18年3月13日判決など）などと判示されていて、教員は児童生徒各人に対する安全配慮義務を負うものとされています。

しかし、安全配慮義務の問題は、難しく考えることなく、①日頃から児童生徒の特性や行動状況をよく観察すること、②日頃から児童生徒に対し悪影響や危害を回避するためになすべき指導をすること、そして、③児童生徒に悪影響や危害が生じないか感覚を鋭敏にし、悪影響や危害などが生じることが予見されたときは、躊躇なくそれを回避するよう指導・行動に出るといふ、ごく当たり前の行動をとればよいものです。

○多角的・多面的な理解

個性や人格と言われるものは、極めて複雑な構成を持ち、その表れ方も多様です。実際の生徒指導では一人ひとりの行動傾向、すなわち行動に際してどのような判断力のレベルにあるのか、感情の動きはどうか、意志の強さや弱さなどはどのようであるかをとらえて指導に当たることが多いのですが、そうした知・情・意の働きの事実を知るだけでなく、その背景となる様々な事実をできるだけ多角的・多面的かつ正確に知ることが必要です。

○特性を踏まえた指導

例えば発達障害などの障害名や診断名が教員間の話題になることがあります。このような知識や情報が広がることはとても重要なことですが、診断は本来医療関係者が行うべきものであり、教育関係者が確実な根拠もなく安易に障害名を挙げ、判断することは避けなければなりません。そこには、児童生徒の言動をすべて特定の障害にあてはめてとらえてしまうようなことに陥りかねない危険性があります。

発達に特性のある児童生徒を含め、二次的な問題が発生している児童生徒は、経験したことのふり返りや多面的に物事をとらえることを苦手になっている場合が多いので、その都度、原因となった事象や状況の把握、適切な対処の仕方などを児童生徒一人ひとりの特性を踏まえて丁寧に教えていく指導が必要です。

【 法的視点 】 合理的配慮

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」7条2項は、地方公共団体等に対し、一般的に、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの）に対して、過重な負担とならない範囲で、その社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしなければならないことを義務づけています。

また、発達障害者支援法8条は、地方公共団体等に対し、発達障害児が可能な限り発達障害児でない者とともに教育を受けられるように配慮・支援することや、個別の教育支援計画の作成等を行うこと、いじめ防止等のための対策を推進すること等を義務づけています。

合理的配慮の問題や発達障害児等に対する配慮・支援の問題は現実的に難しい問題ですが、まずその第一歩は、障害を持つなどの児童生徒の保護者の話を聞くことです。それをもとに、ケース会議や外部機関との連携の中で専門的な知見もいれるなどしながら、学校が何をすべきか、何を变えるべきか、何ができないのかなどを検討していくことが大事です。

2. 一方的に価値観を押し付けるのではなく、児童生徒を自立に導く

- 自己指導能力（その時、その場でどのような行動をとる事が適切であるか、自分で判断して行動する力）を身につける指導を行う。そのためには、児童生徒に質問を投げかけるなど、児童生徒自身に振り返らせたり、考えさせたりする指導を行う。
- 教員が正しいと思うことであっても、児童生徒に対して一方的に価値観を強要したり、押し付けたりすることがないように指導する。連帯責任を負わせる指導は好ましくない。
- 事実確認と指導は分けて行う。問題行動そのものだけでなく、その行為に至った経緯、客観的事実を丁寧に聴き取る。原則複数の教職員で行い、指導中に児童生徒を一人にはしない。
- 指導する内容によっては、スクールカウンセラーや青少年育成センター、少年サポートセンター、こども家庭センター等の関係機関と連携する。
- 指導が困難な事案などは、学校や教員一人だけで抱え込まず、事務局関係課や学校法務専門官（弁護士）に相談し、内容によっては、警察や家庭裁判所等の法的措置も検討する。
- 児童生徒や保護者の価値観が多様であることを前提に、学校法務専門官（弁護士）などに相談し、法的視点を意識しながら指導について理解・納得してもらえるよう努める。

生徒指導のポイント

○児童生徒が自分自身で考える生徒指導

これまでの生徒指導では、教員によるティーチング（教え込み）の傾向が強かったといえます。ティーチングは生徒指導において必要なことであり、これを否定するものではありませんが、現在ではコーチング（導き）の発想を生かすことが求められています。つまり、教員の考えを一方的に押し付けるのではなく、「本人（児童生徒）の中に解がある」というスタンスで、児童生徒に問いを投げかけながら、児童生徒が自分自身で考えることを促していく必要があるということです。解は教員の中ではなく、あくまでも児童生徒の中にあります。

○事実確認と指導

いじめ等の問題が生じたときは、事実確認と指導は分けて行うとともに、原則複数の教員で行います。客観的な事実の確認を優先し、先入観・決めつけが生じないようにします。

教員一人で抱え込んで、無理して限界を考えずに延々と限りなく指導を続けることは、指導という名のもとに必要以上に児童生徒を追い込むこととなります。場合によっては、児童生徒を

追い詰めて指導死に繋がる可能性もあります。

○生徒指導における「限界（学校だけでの対応では指導が困難な状況）」の見極め

児童生徒への指導には、困難を伴う場合があります。そのような場合は、学校や教員一人だけで抱え込まず、躊躇せず、スクールカウンセラー（以下、SC）やスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）、学校法務専門官に積極的に相談し、場合によっては警察・家庭裁判所等関係機関と連携する必要があります。

○早い時点で学校法務専門官（弁護士）に相談が必要なケース

児童生徒や保護者から、教員の指導・対応等が違法・不当だと主張されている場合や、それに関連した対応を求められている場合、あるいは、それらの主張や要求が繰り返されることが想定される場合など、児童生徒・保護者に対して法的見解に基づく説明や法的にみるとどう対応することが適切かといった回答を得たい場合は、学校法務専門官に法律相談を行ってください。学校法務専門官（弁護士）は、事象を法的観点から整理・解析して助言できる部分がないかどうかを考えます。資料その他いろいろな事項がきちんと整理されていなくても、ざっくばらんに相談してみることで、児童生徒・保護者からの訴えや要望等への視点が変わって、指導・対応に役立つものが見いだされる可能性があります。

また、保護者からの要求であっても学校においてはできないこともあるため、その旨を説明する必要がありますが、説明しても繰り返されるような要求を断わりきれず、結果として実現できない場合は、学校が保護者の信頼を損ねるだけでなく、神戸の教育全体の信頼が損なわれます。また、そのような対応が、さらなる不当な要求に繋がる場合もあるため、ためらわずに、地区統括官・学校法務専門官、教育委員会事務局関係課に相談を行います。

○連帯責任の原則禁止

安易に、また合理的理由もなしに、学級に所属する児童生徒全体あるいは部活動に所属する生徒全体に、連帯責任として行動制限などの罰を与えることは不適切です。

例外として、中学校や高等学校の部活動等において、発生した事案が当該部活動そのものに内在する問題と認められる場合は、当該部活動を健全な状態に戻すために、一時的にその部活動を停止させざるを得ないことはあり得ます。この場合でも、懲罰として連帯責任を与えるわけではありませんので、児童生徒に教育目的が正しく伝わり、当該目的のために必要かつ相当な措置であることを明確にする必要があります。

【 法的視点 】 部活動の停止措置

「個人を尊重する」という基本原理からは、規律秩序違反等をしていない者に対して違法と評価したり、責任を負わしたりしてはならず、他人の行為のために違法の評価をしたり責任を負わしたりしてはいけません。

部活動において、いじめや暴力等の事象が生じた場合に部活動を停止する措置をとることが認められるのは、当該クラブの多くの部員がその事象に直接に関与していたか、傍観・容認していた（間接に関与していた）などの事情があって、そういう個々の部員に落ち着いて考えさせたり、全員で話し合っただけで考えさせたりする必要がある場合です。したがって、単に部内で問題事象が生じたということをもって、連帯責任などの名の下に目的なく部活動の停止を措置したり、また、部活動の停止をしたあと、顧問教員らによる部員に対する適切な指導もなしに部活動を実施しないだけの期間・状態を続けたりするのは問題があります。

○警察との連携

法に触れる事象が発生した場合は、学校と警察の相互連絡制度を活用します。不明な場合は、事前に児童生徒課に相談してください。

（１）児童生徒が被害を受けた場合

児童生徒間暴力が発生し被害を訴える場合は、被害者が警察に被害届を提出するものとして扱います。

（２）教員が被害を受けた場合

教員に対して、児童生徒や保護者から暴力があった場合も、被害を受けた教員が病院で診断書を取ったうえで、警察に被害届を提出するものとして扱います。軽微な接触程度であれば、必ずしもこの限りではありませんが、教員が被害届を出すことを管理職や教育委員会は妨げません。また、被害届を提出した教員を孤立させることが無いよう組織として対応します。

（３）学校が被害を受けた場合

児童生徒や保護者からの器物等を破損されるなどの被害を受けたり、校内で窃盗などが生じたりした場合、原則として学校から警察に被害届を提出することとします。

児童生徒間暴力、対教師暴力、器物破損などの犯罪行為に対しては、学校として毅然とした姿勢で臨むことが重要です。

3. 生徒指導関係教員を中心に、児童生徒の安全を最優先とした生徒指導体制の整備

- 生徒指導事案については、生徒指導関係教員を中心に経緯等を整理し、関係教員から関係する保護者に連絡を入れ、結果を管理職に報告するまでの生徒指導体制を整備する。
- いじめ事案については、各学校で掲げている「いじめ防止等のための基本的な方針」に従い、校内いじめ問題対策委員会において情報共有を行い、組織的な対応を行う。いじめ重大事態に関しては、地区統括官、学校法務専門官、教育委員会事務局と相談のうえ、校内いじめ問題対策委員会においていじめ重大事態としての取り扱いについて検討し、決定する。
- 児童生徒の生命や心身の安全が第一に優先されるため、それらに係わる事案が起こった場合はあらゆることに優先して対応する。
- 関係機関を含む校内での情報共有の仕方については、事案発生前から、各校において情報共有の仕方について事前に確認する。

生徒指導のポイント

○生徒指導関係教員

生徒指導関係教員は、校長の監督のもと、生徒指導に関する事項の全体を把握し、当該事項について連絡調整及び関係教員への指導・助言、SC や SSW の活用など、児童生徒の生命や心身の安全を守るため、生徒指導の核となって動きます。

生徒指導関係教員が生徒指導の核となって動くためには、自校の生徒指導の課題を普段から十分に理解し、他の教員や児童生徒から信頼されなければなりません。

○定期的な情報収集と情報交換

校種によって異なりますが、週 1 回程度は児童生徒について気になることや指導した方がよいことを共有することが望まれます。定期的に顔を合わせ、話す機会をつくらなければ、忘れてたり、先送りされたりし、あっという間に事案が悪化することがあります。

ただし、情報共有は、定期的な機会だけでなく、校務支援システム、朝礼、職員室での会話など、あらゆる時と場を有効に活用することが考えられます。

○自由に質問・発言できる情報共有の場の形成

情報共有は、複数の教員が一つの事象を見て、その事象に対する複数の見方や意見を出す（検証）ために行うものです。情報共有の場では、児童生徒に関する事象については、「報告しなければならない」ともの考える必要があります。「それほど大きな問題ではないから」な

どと自己判断し、情報共有の場に報告しないということがないようにしなければなりません。また、他の教員が発言・指摘しづらいなどといった状況では、情報共有の意味がなくなるので、どの教員も思ったことを自由に質問・発言できるようにしなければなりません。

○組織的対応（チームの編成）

特に重大と思われる事案が起きた場合は、組織的対応が重要です。管理職の指揮のもと、発生段階で担任・学年主任・生徒指導関係教員を中心としたチームを早急に組織し、そのリーダーや記録者等を確認します。チームの編成については、事案によって異なり、SC,SSWや関係機関の参画についても常に視野に入れておくことが重要です。また、早急な取り組みを実施するためには、日頃からの校内の連携、風通しの良い職場づくりが鍵となります。

特にいじめ事案については、いじめの萌芽となるような生徒トラブルも含めて、校内に設けられているいじめ問題対策委員会へ必ず報告するようにし、複数の教員の視点で、当該事案の本質・重大性・発展性などを把握し、どのように対応すべきかを検討しなければいけません。

○担任等へのサポート

事案が発生すると、児童生徒への聞き取りや、保護者への連絡などの対応で、担任等の負担は大きいものとなります。担任が疲弊すると、授業や学級経営に支障が出て、児童生徒への対応もままならない事態となってしまう可能性があります。そのような事態を防ぐために、管理職は担任等へのサポートについて、具体的に指示しなければなりません。

○教育委員会事務局の支援とサポート

学校園を主体とする生徒指導体制が児童生徒の問題に第一に接することになりますが、学校園だけでは対応に困難がある場合も想定されます。そのため、必要に応じて、地区統括官、学校法務専門官、教育委員会事務局などが積極的にサポートや介入を行い、事案に対応します。

4. 生徒指導において保護者はチームの一員であり、互いの信頼関係を築くことに努める

- 児童生徒の状況（無断欠席や、けがをした場合、いじめを受けている可能性がある場合等）は保護者に早急に伝える。そのためにも、保護者にすみやかに連絡ができるように情報を得ておく。
- 緊急性が高い場合や事案が複雑な場合など、保護者と確実に共通理解を図りたい場合は、家庭訪問または保護者に来校を求める。
- 指導後に児童生徒の様子心配な場合は、一人で帰宅させず、保護者に連絡して迎えに来てもらうか、または教員が自宅へ送る。
- 児童生徒のことを第一に考え、児童生徒や保護者に寄り添い、信頼関係の構築に努める。
- 保護者の意向を十分に踏まえて対応する必要があるが、理不尽、不当な要求については、毅然とした態度で対応する。また、学校法務専門官に相談するなど、法的視点も持った対応を心掛ける。

生徒指導のポイント

○保護者への連絡

保護者は、父親母親などを問わず、勤務していることを前提に、緊急時は早急に連絡が取れるよう、入学時に保護者の緊急連絡先（携帯電話等）を複数把握しておき、確実に連絡できるようにしておく必要があります。

指導後、児童生徒の様子から、一人で帰宅させることが心配な場合は、保護者に迎えに来てもらうか、教員が自宅まで付き添うなど、確実に保護者へ引き渡すまで教員が目を離さず寄り添います。

○保護者への説明

保護者には、適時・適切な方法で学校が対応している内容を連絡、説明をする必要があります。児童生徒に問題が生じたにもかかわらず、学校から連絡がないと、保護者は不安になり不信感を抱く原因になります。また、被害と加害のある事案については、被害者の保護者、加害者の保護者への説明はもとより、事案の内容に応じて全校児童生徒および全保護者に説明することが、お互いの信頼関係を築く上で大事な場合もあります。

【 法的視点 】 親権者との関係

公立小・中・高等学校を設置する地方公共団体（教育委員会）と児童生徒の親権者とは、一定の法的関係（在学関係）にあり、そのような関係に付随して、地方公共団体側は信義則に基づき、学校やこれに密接に関連する生活関係における児童生徒の行状やそれに対する指導内容などについて、親権者の求めに対し、あるいは学校側から教育的配慮の下必要に応じて、親権者に対して報告・説明する義務を負うものとされています。特に、児童生徒の生命、身体、精神等に重大な影響を及ぼすおそれがある場合や現にそうした事態が発生した場合には、事態の状況やその原因、経緯、学校がどのような対応をとったか（あるいはとろうとしているか）等について、親権者に対し報告・説明すべき義務を負っているとされています（東京地方裁判所平成24年7月9日判決、広島高等裁判所平成15年12月25日判決など）。

5. 日頃から関係機関等と連携を図り、事案が発生した時はためらわず相談をする

- 生徒指導関係教員だけでなく全ての教員が、普段より、SC や SSW とのコミュニケーションをとり、児童生徒一人ひとりの状況について気軽に相談できるよう人間関係を構築しておくことが大切である。
- 生徒指導関係教員や管理職は、警察（少年サポートセンターを含む）や、こども家庭センター・区役所等関係機関と円滑に連携する必要がある。そのため、常日頃より、様々なことで情報交換をしておくことが大切である。
- 事案の内容によっては、医師（学校医）とも連携を取り、得られた情報をもとに、児童生徒の支援に当たる。

生徒指導のポイント

○関係機関との協力

学校として早い段階で、関係機関と連携することは、専門性を備えた高度な対応を採ることが可能となります。また、関係機関としても、日常児童生徒に接し、きめ細やかな情報を保有している学校園からの早期の情報提供は非常に有用です。

○虐待事案

虐待事案については、学校が家庭生活まで責任をもって児童生徒を保護することはできませんので、各種ガイドラインを厳守（保護者への配慮を優先するあまり現場で抱え込んでしまわないよう）し、児童生徒の保護（生命、身体への侵害という、ときに回復不可能な深刻な被害が生じないために）を最優先にためらわずに、通告する必要があります。

○いじめ

「いじめ」という表現を用いることにより、子どもの稚拙なあるいは未熟な行為だと捉えてしまいうことがありますが、実際は、恐喝であったり、暴行（性的暴行含む）であったり、刑法に触れることもあります。状況に応じて適切に生徒指導関係教員等が窓口となって、警察や少年サポートセンターなどの関係機関と連携し対応します。

【 法的視点 】 いじめ問題

いじめ問題について、いじめ防止対策推進法は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、援助を求めなければならないと規定しており（同法 2 3 条 6 項）、警察署も学校からの連絡に対しては、積極的に関与することになっています。

他方、近時は、いじめ事象としては、発達に特性のある児童生徒が他の児童生徒へ迷惑をかけるとか、発達に特性のある児童生徒から迷惑をかけられた児童生徒が仕返しをするなど、発達に特性のある児童生徒に関係する事案が増えているものと思います。このような事案においては、いじめという観点からは、発達に特性のある児童生徒と、その周囲にいる児童生徒のそれぞれが、いじめ加害者となったりいじめ被害者となったりします。この場合、それらの児童生徒の人間関係をどうつくっていくかということが問題であり、教員のこれまでの経験等のほか、SC や SSW などの心理学的観点などの専門的知見を入れて指導内容を検討したり、指導体制を組んだりしていくことも重要です。

○薬物乱用

近年は小中学生が薬物を使用する例もあります。警察や学校法務専門官に早急に連絡して対応をおこなう必要があります。

【 法的視点 】 薬物乱用

大麻について、「有害性はない」等の誤った情報の流布や、有名芸能人による使用の報道、スマートフォンで手軽にインターネット販売などに手を出せるといった状況などから、青少年による大麻の所持・吸引が拡大されているといわれています。

覚醒剤事犯は減少傾向にあるとされていますが、依然として検挙数は多い状況にあります。

一時期大きな問題となっていたいわゆる合法ハーブ（違法ドラッグ）の購入・所持・吸引等の事犯も、減少しているといわれていますが、依然としてそれに警戒しなければならない学校もあるかもしれません。

そのため、学校においては、児童生徒に対する薬物乱用防止教育を徹底することが求められています。そして、生活の乱れやストレス、好奇心、投げやりな気持ちなどが薬物乱用につながることもふまえた教育・指導を行う必要があります。

合法ハーブの問題についても、仮に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」により指定薬物とされていない薬物で合成されていて、法的には違法とされていないようなものであったとしても、児童生徒の生命・健康を守る必要があるならば、当然に校則で厳禁とし、それに基づいて規制・指導を行うことが必要です。

6. 客観的事実に基づく記録を作成し保存する

- 生徒指導に関する記録を残すことは、その後の指導方針を確認するためにも重要なことである。
- 生徒指導に関する記録については、主観や憶測を交えず、客観的事実に基づき事実のみを記録し、定められた期間保管することとする。
- いじめ問題対策委員会、不登校対策委員会、生徒指導部会等の会議においては、それぞれ議事録を作成し、学校長の責任において、保存年限を遵守し、保管する。

生徒指導のポイント

○生徒指導に関する記録を残す目的

児童生徒の安全や成長・自立を促すために行った具体的指導については、その後の指導に活かすためにも、記録を残す必要があります。記録を作成することで校内での情報共有を図り、また保護者との協働を促進するなど、チーム支援の取り組みを定着させることができます。記録は、時として検証の対象になることもあるため、事実や言動を正しく残しておくことが大切です。

○生徒指導に関する記録の保存期間

生徒指導等の記録は、個人情報そのものです。それらの記録は、学校教育法施行規則第28条第2項において、5年間保存することとなっています。記録は、保存場所、管理者を定め、保管します。すべての記録を保管する必要はありませんが、いじめ事案、事故事案、対応困難事案、継続事案について、あるいは終結した問題事案についても、保存しなくてはなりません。

○記録作成の留意点

学校内で共有するために作成した文書・議事録等については公文書となります。生徒指導に関する記録を残すことは、その後の確認、（現在・過去・将来の）担当者間での情報共有のためにも重要であり、客観的な事実と生徒指導担当者の判断を分けて記載しなければなりません。客観的な事実と判断しきれない事実については、当該事実を推認させる事情と、その時点においては確認できていない事情を分けて記載するのも一例です。

○記録作成の際の姿勢

生徒指導を行うと、そのときは記憶が鮮明でも、時間が経つとその記憶は薄れていくため、記憶が曖昧にならないうちに記録を作成することが大事です。記録とは冷静に事実を書き残すことですが、そのためには、児童生徒の話を理解しようと真摯な姿勢で傾聴し、事案の状況をありのまま客観的にとらえることが重要です。

○児童虐待児の記録における留意点

児童虐待では、家庭内でおこる問題であるため、関係機関の判断の材料が不足する傾向にあります。そのため、生徒指導担当として行った活動については、時系列に従って、できる限り詳細に記載することが大切です。

何らかの措置が必要となった場合、あるいは、権限を行使しないことが適切と考えられる場合の、いずれにおいても、日常的にどのような活動をし、そこではどのような反応が得られたかなど、詳細な基礎資料が必要となる場合があります。

○いじめ事案の記録における留意点

いじめ問題対策委員会、不登校対策委員会、生徒指導部会等の会議においては、必ず、それぞれの会議ごとに議事録を作成し、保管して下さい。保存期間は5年ですので、その期間内で記録の紛失・廃棄があれば、学校園の様々な対応が不適切であることを印象付けるだけでなく、関係者の信頼を害し、問題解決を困難にする恐れがあります。

いじめ問題対策委員会の議事録例については、児童生徒課で参考様式を作成しています。

7. 学校生活のルールや決まり（校則など）は、児童生徒・保護者に事前に周知し、適切に運用する

- 学校生活のルールや決まり（校則など）は、児童生徒、保護者、地域関係者や教職員と十分に協議のうえ、合理的な理由が説明できる内容とし、互いに納得できるものとなるよう心掛ける。
- 学校生活のルールや決まり（校則など）は、児童生徒および保護者に事前に周知する。
- 義務教育段階や高等学校で、懲戒を行う場合は法に則って実施する。
- 義務教育段階では、教育委員会が保護者に対して行う児童生徒の出席停止措置がある。
- 高等学校で行う特別指導は、合理性のある運用をしなければならない。

生徒指導のポイント

○学校生活のルールや決まり（校則など）の方針

学校生活のルールや決まり（校則など）については、児童生徒や保護者に対して、合理的な理由が説明できる内容に厳選し、できるだけ簡潔なものとなるようにしたうえで、入学後できるだけ早い時期に説明を行います。

学校状況によっては、丁寧な規則や学校生活の決まりを定めた方がよい場合もあるため、一律に簡潔なものとするのは難しいかもしれませんが、いずれにしても合理的な理由が説明できない学校生活のルールや決まり（校則など）はすみやかに見直す必要があります。

（見直しのあり方については、「学校生活のルールや決まり（校則）に関するガイドライン」を参照）

○周知の必要性

学校生活のルールや決まり（校則など）は、児童生徒が学校での生活を送るにあたって、守るべき規範としてはたらくものです。児童生徒が、将来規範意識を持って生活ができるように、規範を遵守する意識を蓄養するとともに、何をすべきか、何をしてはならないのかという是非善悪の判断を行う能力を育てる意味もあります。

児童生徒が規範意識を持って、その時々善悪の判断を行うためには、ルールそのものを知っていることが大前提となります。また、学校生活のルールや決まり（校則など）に反したとして指導する際、事前に知らされていたことが児童生徒の納得を生み、その後の生活行動の是正につながるようになります。

ただし、高等学校においては、「懲戒」が生徒の重大な利害にかかわりますから、入学式や保護者会等を活用し、生徒と保護者の両方に向けて、事前に説明するようにします。

○懲戒の手段

学校教育法第 11 条において、校長及び教員は教育上必要があると認めるときは、懲戒を加えることができます。義務教育段階では学校教育法施行規則に定める訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与える行為でない限り、注意などの事実行為としての懲戒を行うことができます。高等学校ではこれらに加えて、停学・退学が認められています。生徒に対して、自発的に退学するように促したり、退学を強制する行為は認められません。

○出席停止

学校教育法第 35 条第 1 項では、①他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為、②職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為、③施設又は設備を損壊する行為、④授業その他の教育活動の実施を妨げる行為のうち、「一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがある」と認められる場合に学校長ではなく、神戸市教育委員会が保護者に対し行う措置として、義務教育段階での児童生徒の出席停止を定めています。

○特別指導

高校では、特別指導委員会で校長が決定し行っています。これらの特別指導は、懲戒処分とは区別して、指導を実施しようとする観点から実施されていますが、合理性のある運用（生徒・保護者に合理的な説明が適切にできるような運用）をしなければなりません。

また、平成 29 年 12 月 22 日に発生した神戸市立高等学校における学校事故の調査報告書を受けて発出した「神戸市立高等学校生徒指導について」（令和元年 12 月 23 日付け教委児第 978 号）（※ 1）についても遵守しなければなりません。

(※1)「神戸市立高等学校生徒指導について」(令和元年12月23日教委児第978号)

(別紙)

神戸市立高等学校 生徒指導について

神戸市立高等学校における生徒指導について、以下のとおり共通事項とする。

ここで言う「指導」とは、特別指導、特別指導に該当しない生徒指導部指導、学年(年次)指導及びこれらの指導に該当する可能性があるその他の指導(事実確認を含む)を指す。

また、学校内で共通事項を基に作成された生徒指導基準については、入学時及び転入学時に生徒・保護者に周知すること。

I 指導全般

1 指導体制について

- (1) 指導にあたる際は、管理職の了承を得ること。指導後は指導記録によって進捗状況を管理職へ報告するとともに、学年(年次)・生徒指導部と情報共有すること。
- (2) 指導の記録は正確に残し、定められた部署において保存すること。その際、指導内容(事実経緯記録記入、反省文記入等)や指導時間も正確に記録すること。
- (3) 「いじめ事案」については、各校で定める「学校いじめ防止基本方針」に則り、「校内いじめ問題対策委員会」で情報共有して対応すること。
- (4) 教育委員会への報告は、毎月提出の生徒指導状況報告をもって行うことを原則とするが、事案の緊急性や重大性があるもの、又はその懸念があるものについては迅速に報告すること。

2 指導時間について

- (1) 基本的には、放課後の時間を利用すること(下校時間が遅くならないように留意)。
- (2) 生徒の心身への影響があると懸念される等、緊急を要する場合は、授業中に別室において指導することができる。ただし、管理職の了解を得たうえで、保護者に連絡すること。なお、保護者に事前に連絡がつかない場合は必ず事後に連絡すること。また、授業の補充の実施や指導時間が長時間に及ばないように(1～2時間程度)にすることで、「学習権」への配慮を十分に行うこと。

II 事実確認・指導方法について

1 共通事項

- (1) 事実確認と指導は分けて行うとともに、複数の教職員で行うこと。
- (2) 問題行動そのものだけでなく、その行為に至った経緯、客観的事実を丁寧に聴き取ること。
- (3) 推測を伴った発言や、人格を否定するような発言、退学等を想起させるなど生徒を心理的に追い込む発言はしないこと。
- (4) 生徒の人権を十分に尊重し、食事やトイレの利用等については必要に応じて行うこと。

2 事実確認にあたっては、

- (1) 聴取の段階で善悪の判断や評価を行うことなく、偏見を持たずに生徒の心情を受容し、話を傾聴すること。
- (2) 複数の生徒が関わっている場合は、個別に聴き取りを行うこと。
- (3) 聴き取りにあたっては、全体として長時間に及ばないように(1～2時間程度)配慮すること。

3 指導にあたっては、

- (1) 個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高める視点を持つこと。
- (2) 指導中は生徒を1人にしないこと。

III 特別指導に該当しない生徒指導部指導、学年(年次)指導

- (1) 特別指導に該当しない生徒指導部指導、学年(年次)指導によって指導を行う場合は、その指導内容が特別指導でないことを十分念頭において指導すること。
- (2) 指導前・指導終了後は、必ず管理職に報告すること。

「神戸市生徒指導のあり方検討会」メンバー

	氏 名	所属・職名 等
会 長	かたやま のりこ 片山 紀子	京都教育大学大学院 連合教職実践研究科 生徒指導力 高度化コース教授
メ ン バ ー	おけたに まもる 桶谷 守	京都教育大学名誉教授 池坊短期大学 副学長
	いかわ かずひろ 井川 一裕	弁護士法人倭法律事務所
	すおう みちこ 周防 美智子	岡山県立大学 保健福祉学部 保健福祉学科 准教授
	すみたに てるお 住谷 照雄	神戸市教育委員会事務局 前教育次長
	ふじわら まさゆき 藤原 政幸	神戸市教育委員会事務局 学校教育部長